



校区まちづくり Q&A



地域の皆さんのいろんな「？」にお答えします。

「行政区」での取り組みと何が違うの？

「校区まちづくり協議会」は、行政区のほか、老人クラブや防犯協会、民生児童委員、女性部、交通安全協会、青少年育成会議（校区民会議）、PTA、公民館なども加わり構成されます。地域内の各種団体等が協力・連携することで、それぞれの強みを活かした取り組みも期待できます。

活動にむけた予算はありますか？

柳川市では、校区独自の活動を支援するための財源確保を検討しています。現在は所管事業ごとに、各種団体等に補助金を交付するため、その用途は限定されたものとなっていますが、それらの補助金もできるだけ一本にまとめ、地域の課題やニーズに柔軟に（使用用途を限定しない）活用できる補助金制度の創設を進めています。

今やっている団体の活動はどうなるの？

基本的には、これまでどおりです。校区全体で活動をした方が効果的なもの、各種団体等の連携が取りやすいものなどは、新たに生まれる「校区まちづくり協議会」の活動として、各種団体等と連携しながら実施することもできます。

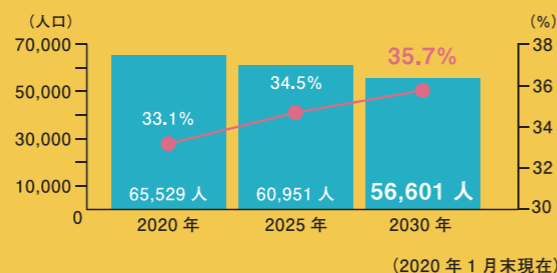
問題がなくても、つくる必要があるの？

さらに人口減少が進む5年後、10年後を見据えると、行政区や各種団体等の運営が困難な状況が予想されます。円滑に運営できる持続可能な組織づくりにむけて、体力があるうちに準備しておく必要があります。また、校区への補助金の受け手となるため、組織としての形態が必要となります。

新たな組織を作ると負担が増えるのでは？

設立当初は事務作業等の負担が増えることとなりますが、校区全体での取り組みが一元化できるので、長期的には皆さんの負担軽減に繋がります。各種団体等の強みやスキルも出し合えるので、負担感や事務量軽減にむけた創意工夫が行いやすいしくみです。

柳川市の人口・高齢化率推計



「校区まちづくり」とは・・・

おおむね小学校区を「地域」の基本単位として、住民が「わがまち意識」を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色をいかして、身近な地域の課題を解決する活動です。地域に関わる各種団体等が参画した組織を形成し、その活動にあたります。

お問い合わせ



柳川市 総務課 市民協働推進係

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1 TEL:0944-73-8111 FAX:0944-74-1374

発行：柳川市(令和2年2月)

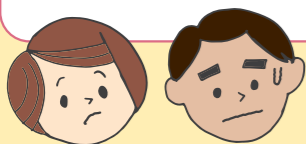
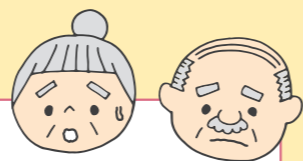


なぜ、校区まちづくりが必要なのか？

現在、校区を取り巻く状況は大きく変化しています。急激な人口減少や高齢者のひとり暮らしの増加、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化、さらに毎年のように発生する大規模災害への不安など、新たな地域課題が発生しています。行政や単独の行政区・団体だけではその解決が難しくなっています。

現在の地域課題は・・・

- ・ 地域で活動する団体の役員が高齢化している
- ・ 役員の高齢化による活動の停滞
- ・ 参加者が減り活動や行事が維持できない
- ・ 敬老会や子ども会がなくなった
- ・ 高齢者の孤独死が発生した
- ・ 近所付き合いが減った
- ・ 災害時に近所と助け合えるか不安
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄が増えた
- ・ 空き家が増えた
- ・ 徘徊する高齢者が増えた
- ・ 十分な食事がとれていない子どもがいる
- ・ 子どもの虐待の話を書く



校区まちづくりがすすむと

柳川市の場合には・・・

実現すると、こんな効果があります

地域の課題を解決するには、より良い「地域のつながり」がカギとなります。校区まちづくり（協議会）を通して、信頼関係をつくりながら住民の力を結集することにより、いろんなことに興味・関心・技術を持った人たちが関わってもらえる仕組みが生まれます。校区の内外に、地域が抱える課題を共有できる仲間が増えることによって、だれもが安全安心に暮らせるまちへと発展することが期待できます。

具体的な効果とは・・・

- ・ 住民どうしが協力・連携することで、より良いまちへむけた相乗効果が期待できる
- ・ IT 技術や SNS の活用がすすみ、情報発信やコミュニケーションが促進する
- ・ 関心のあるテーマごとに新たな人と人との繋がりができる
- ・ 地域づくりを学んだ若い人材の受け入れが促進される
- ・ 5年後、10年後を見据えた、持続可能な活動が展開できる



柳川市の方針

3つの基本方針

柳川市では、各種団体等の代表者と専門家からなる「校区まちづくり審議会」を設置し、2019年3月に3つの基本方針からなる「校区まちづくり推進計画」を策定しました。



▲審議会では、提言書を柳川市長に提出しました(2020年1月)

基本方針① 住民主導の校区まちづくり・協働の推進

住民主導の自治組織として「校区まちづくり協議会」を設立し、まちづくりの方向性を共有するための「校区まちづくり計画」を策定します。

基本方針② 各種団体・行政区等の連携による活動実施

行政区や各種団体の活動を尊重し、新しい進め方で負担軽減と効果的な取り組みを推進します。

基本方針③ コミュニティセンター等を拠点とした新しい活力を生む人材、組織の連携

コミュニティセンター等を活動拠点とし、新たな活力を生む人材や、NPOや企業などと連携を図ります。

校区まちづくり協議会とは？

校区の力を集める仕組みとして、校区住民による組織「校区まちづくり協議会」を設立します。

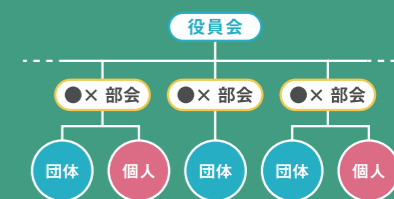
- ①協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナーであり、行政との窓口になります
- ②行政区や校区を代表する団体で構成された組織で、校区まちづくりの中心となります
- ③活動の目的に賛同する誰もが参加できる、校区住民に開かれた組織です

校区まちづくりのしくみ

校区まちづくり協議会を運営するしくみとしては、テーマごとの連携がしやすい「部会型」や、各種団体が緩やかな連携体制をとる「ネットワーク型」などが挙げられます。

柳川市の校区まちづくりにおいては、各校区の実情に沿って市民の皆さんに協議してほしいとの思いから、取り組みやすいしくみを採用しています。基本的には、既存の団体活動は継続しながら、団体間の校区内のつながりをつくります。とくに校区にとって大事なテーマから集中的に連携し、将来的にはテーマを増やし連携していく展開を想定しています。

校区まちづくりは、市民の皆さんと一緒に話し合いながらすすめて行くしくみです。持続可能で安心できる地域の実現に向けて、皆さんも参加しましょう！



部会型：テーマごとに各種団体や個人が連携した部会を構成し校区まちづくりをすすめる



ネットワーク型：各種団体が協力・連携しながら（重点事業の設定など）校区まちづくりをすすめる